

福島復興再生総括本部の設置について

〔 平成 25 年 2 月 1 日
復興大臣決定 〕

1. 原子力災害からの福島復興及び再生に関し、関係省庁の諸施策を総括し、総合的かつ強力に推進するため、復興庁に福島復興再生総括本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

本部長 復興大臣
本部員 別紙に定める者
3. 本部に幹事を置く。
4. 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、復興大臣が指名する。
5. 本部の庶務は、復興庁において処理する。
6. その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

(別紙) 本部員

復興庁事務次官

復興庁統括官

内閣審議官（内閣官房副長官補室）

内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室長

内閣府原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐

警察庁警備局長

消費者庁審議官

総務省自治行政局長

文部科学省大臣官房総括審議官

文部科学省研究開発局長

厚生労働省医政局長

厚生労働省職業安定局長

農林水産省大臣官房総括審議官

経済産業省地域経済産業審議官

経済産業省資源エネルギー庁長官

国土交通省総合政策局長

国土交通省住宅局長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

環境省総合環境政策局環境保健部長

環境省水・大気環境局長

原子力規制庁原子力地域安全総括官